

# 伊 勢 市 公 報

第 60 号  
平成 20 年 5 月 7 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	10
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則	12
○ 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例及び伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	14
○ 伊勢市宇治山田港湾旅客ターミナル条例施行規則	16
<b>告 示</b>	
○ 道路の供用開始について	29
○ 軽自動車税の収納に関する事務の委託について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 要保護児童対策地域協議会の設置について	35
○ 伊勢都市計画の変更に伴う変更後の伊勢都市計画の図書の縦覧について	37
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	38
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	39
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	41
○ 財政状況の公表について	43
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	49
<b>公 告</b>	
○ 職権による住民票消除の公示について	50
○ 伊勢市観光振興基本計画（中間案）に関するパブリックコメントの結果について	51
○ 農用地利用集積計画の作成について	52
○ 伊勢市観光振興基本計画の策定について	53
○ 伊勢市都市計画変更に係る公聴会の開催及び当該案の縦覧について	54

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 10 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 4 号中「及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第 3 項に規定するものを除く。第 31 条第 2 項及び第 45 条第 1 項において同じ。）」を削り、同条第 3 項中「廃止したものを含む。」の次に「第 31 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。」を加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改める。

第 31 条第 2 項中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。）」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）	年額 50,000 円

<p>エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 120,000円</p>
<p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 130,000円</p>
<p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの</p>	<p>年額 150,000円</p>

のうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるものうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	年額 160,000 円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるものうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 400,000 円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるものうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	年額 410,000 円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるものうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 1,750,000 円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるものうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	年額 3,000,000 円

第 31 条第 3 項中「若しくは第 4 号」を削る。

第 36 条の 2 第 6 項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第 48 条の見出し、同条第 1 項及び第四項中「法人等」を「法人」に改める。

第 50 条の見出し及び同条第 1 項中「法人等」を「法人」に改める。

第 54 条第 5 項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）により行う同法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業及び同法附則第 8 条第 1 項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正

する法律（平成 11 年法律第 70 号）附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第 7 項中「第 10 条の 2 の 7」を「第 10 条の 2 の 9」に改める。

第 131 条第 4 項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改める。

附則第 7 条の 3 第 3 項中「記載した申告書」を「記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「市長に提出した場合（）」の次に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。

附則第 10 条の 2 第 1 項中「附則第 16 条第 1 項」を「附則第 15 条の 6 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 16 条第 5 項」を「附則第 15 条の 8 第 3 項」に改め、同条第 3 項中「附則第 16 条第 6 項」を「附則第 15 条の 8 第 4 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 16 条第 7 項」を「附則第 15 条の 8 第 5 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 16 条第 8 項」を「附則第 15 条の 9 第 1 項」に改め、同項第 6 号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第 6 項中「附則第 16 条第 11 項」を「附則第 15 条の 9 第 4 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 5 項」に、「同条第 11 項に規定する改修工事」を「同条第 4 項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に

改め、同項第7号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の3第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第2項第2号」の次に「又は第4項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に、「又は第3項第3号」を「、第3項第3号又は第4項第3号」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

附則第20条第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第7項

及び第 8 項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 20 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 19 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の伊勢市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第 20 条第 7 項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第 8 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 7 項中「平成 21 年 3 月 31 日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 号）の公布の日前」とする。

(法人の市民税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第 23 条第 1 項第 4 号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成 19 年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第 31 条の規定(同条第 2 項の表の第 1 号アに掲げる法人に係る



部分に限る。)は、平成 20 年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第 31 条第 2 項の表第 1 号中法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成 19 年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 20 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 19 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 11 号

### 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「から第 28 項まで、第 30 項、第 31 項、第 33 項又は第 36 項から第 38 項まで」を「、第 24 項、第 26 項、第 27 項、第 29 項又は第 31 項から第 33 項まで」に改める。

附則第 12 項中「第 14 項、第 15 項、第 32 項、第 34 項、第 38 項、第 41 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項から第 52 項まで、第 55 項若しくは第 57 項」を「第 13 項、第 28 項、第 30 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項から第 48 項まで、第 51 項若しくは第 53 項から第 58 項まで」に、「第 36 項から第 38 項まで」を「第 31 項から第 33 項まで」に改める。

第 2 条 伊勢市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「第 58 項」を「第 59 項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 号）の施行の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 19 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 21 号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を  
改正する規則

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成 17 年  
伊勢市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例及び伊勢市宇治山田港旅客ターミ

ナル条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 22 号

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例及び伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成 19 年伊勢市条例第 39 号）及び伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例（平成 20 年伊勢市条例第 7 号）の施行期日は、平成 20 年 5 月 1 日とする。

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生



## 伊勢市規則第 23 号

### 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例（平成 19 年伊勢市条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル(以下「ターミナル施設」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(休館日)

第 3 条 ターミナル施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日にあたる場合は、翌日以後の最初の休日でない日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により、ターミナル施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可申請書（様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用日の 2 月前の日から 5 日前までの期間内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の使用許可申請書を受理したときは、その使用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可にターミナル施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の変更又は取消し）

第6条 ターミナル施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用変更許可申請書（様式第3号）又は伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可取消承認申請書（様式第4号）に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を使用日の前日までに提出して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請書を受理し、正当な理由があると認めるときは、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用変更許可書（様式第5号）又は伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可取消通知書（様式第6号）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（使用時間）

第7条 使用者が施設等を使用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「使用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 使用時間の延長は、施設等の使用開始後はこれを認めない。ただし、ターミナル施設の事業の運営上又は管理上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定により、使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が市の事業として使用する場合
- (2) その他市長が特に必要があると認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第9条ただし書の規定により、使用料の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかった場合 既納使用料の全額
- (2) 使用者が使用を開始する前日までに使用の取消しの申出をし、市長が許可した場合 既納使用料の半額
- (3) 使用者が使用の変更を許可された場合において既納使用料に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他市長がやむを得ない理由により使用ができないと認めた場合 市長が別に定める額

(損傷等の届出)

第10条 使用者その他ターミナル施設を使用する者(以下「使用者等」という。)は、ターミナル施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設等損傷(滅失)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品等の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (3) 壁、柱、窓等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 指定場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 喫煙場所以外で喫煙しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (8) 市長の指示に従うこと。

(使用等の打ち合わせ)

第 12 条 使用者は、ターミナル施設の使用について、事前に係員と使用方法その他必要な事項についての打合せをしなければならない。

(責任者の設置)

第 13 条 使用者は、ターミナル施設の秩序を保持するため、必要な責任者を置かなければならない。

(係員の立入り)

第 14 条 使用者は、係員が職務遂行のため使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、ターミナル施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 月 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
申請者 団体名  
氏名 (代表者)  
電 話

次のとおり宇治山田港旅客ターミナル施設を使用したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分から
	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使用予定人員	対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	
持込器具等	
入場料等の徴収	有 ( 円) 無

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料 金	円
許 可 条 件 等	

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可書

様

年 月 日付けで申請のあった伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設の使用について、次のとおり許可します。

年 月 日

伊勢市長



使用日時	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分から 年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分まで
行事名	
使用目的	
使用予定人員	人 対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	
持込器具等	
入場料等の徴収	有 ( 円) 無
許可条件等	

様式第3号(第6条関係)

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
申請者 団体名  
氏名 (代表者)  
電 話

次のとおり宇治山田港旅客ターミナル施設の使用許可の変更を申請します。

使 用 日 時	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分から
	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使用予定人員	対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	
持込器具等	
入場料等の徴収	有 ( 円) 無

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料 金	円
許 可 条 件 等	

様式第4号(第6条関係)

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可取消承認申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
申請者 団体名  
氏名 (代表者)  
電 話

次のとおり伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る 使用日時	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分から 年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分まで
取消しに係る 行 事 名	
取消しに係る 施 設	
使用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
取消しを受けよ うとする理由	



伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用変更許可書

様

年 月 日付けで申請のあった伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設の使用変更について、次のとおり許可します。

年 月 日

伊勢市長



使用日時	年 月 日 ( 曜) 午 前 後 時 分から 年 月 日 ( 曜) 午 前 後 時 分まで
行 事 名	
使用目的	
使用予定人員	人 対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	
持込器具等	
入場料等の徴収	有 ( 円) 無
許可条件等	

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用許可取消通知書

様

年 月 日付けで申請のあった伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設の使用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

年 月 日

伊勢市長



使用日時	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分から 年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分まで
行事名	
使用目的	
使用予定人員	人 対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	
持込器具等	
入場料等の徴収	有 ( 円) 無
許可条件等	

様式第7号(第8条関係)

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
申請者 団体名  
氏名 (代表者)  
電 話

次のとおり伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設使用料金の減額免除を受けた  
いので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分から 年 月 日 ( 曜) 午 <sup>前</sup> 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使用する施設	
減免申請の理由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

使用料金	減 免 率	減 免 金 額	差引使用料金	備 考
円	%	円	円	

第 8 号様式(第 9 条関係)

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設等損傷（滅失）届

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住 所  
氏 名  
(使用責任者)  
連絡先電話

次のとおり伊勢市宇治山田港旅客ターミナル施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

使用用許可 年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	(名 称) (目的・内容)
損傷(滅失) の日時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
損傷(滅失) した施設等 の箇所及び 程 度	
損傷(滅失) の原因及び 状 況	

※届出番号	※損害査定額
	円

注 ※印の欄は記入しないでください。

伊勢市告示第 33 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 4 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一之木 12-1 号線	一之木 5 丁目 676 番 1 地先から 一之木 5 丁目 676 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 4 月 21 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 34 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、軽自動車税の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 6 項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 番地 1	ミニストップ株式会社
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート

群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 2 番 14 号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

## 2 委託期間

平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

伊勢市告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神菌町自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 20 年 4 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	中 北 金 市
	伊勢市神菌町 5 番地 2
変更後	太 田 勇
	伊勢市神菌町 445 番地



伊勢市告示第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
城田団地自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10  
項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 村 上 秀 信

伊勢市上地町 395 番地 6

変更後 折 戸 正 弘

伊勢市上地町 469 番地 2

伊勢市告示第 37 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 岩 本 光 生

伊勢市朝熊町 2570 番地 33

変更後 藤 原 巖

伊勢市朝熊町 1173 番地 3

伊勢市告示第38号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置したので、同条第3項の規定により告示します。

平成20年4月24日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 要保護児童対策地域協議会の名称  
伊勢市子ども家庭支援ネットワーク
- 2 要保護児童対策調整機関の名称  
伊勢市健康福祉部こども課
- 3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び法第25条の5各号のいずれに該当するかの別

関係機関等の名称	法第25条の5各号のいずれに該当するかの別
三重県南勢志摩児童相談所	法第25条の5第1号
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	法第25条の5第2号
社会福祉法人明照浄済会	法第25条の5第2号
社会福祉法人天理	法第25条の5第2号
社会福祉法人三重済美学院	法第25条の5第2号
特定非営利活動法人三重みなみ子どもネットワーク	法第25条の5第2号
伊勢市厚生福祉事務所	法第25条の5第1号
伊勢市健康福祉部生活支援課	法第25条の5第1号
伊勢市健康福祉部障がい福祉課	法第25条の5第1号
伊勢市健康福祉部こども課	法第25条の5第1号
伊勢市内の保育所	法第25条の5第1号

社団法人伊勢地区医師会	法第25条の5第2号
三重県伊勢保健福祉事務所	法第25条の5第1号
伊勢市健康福祉部健康課	法第25条の5第1号
伊勢市教育委員会	法第25条の5第1号
伊勢市立小学校	法第25条の5第1号
伊勢市立中学校	法第25条の5第1号
伊勢市内の幼稚園	法第25条の5第1号
伊勢警察署	法第25条の5第1号
津地方法務局伊勢支局	法第25条の5第1号
民生委員児童委員	法第25条の5第3号
人権擁護委員	法第25条の5第3号

## 伊勢市告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年4月25日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 都市計画の種類

伊勢都市計画道路

3・5・51号神田一之木線 他11線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

### 4 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市告示第 40 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 20 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 27 第 1 号及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 16 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 20 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業所番号

2400800021

2 事業者の名称及び所在地

名称 伊勢市西地域包括支援センター

所在地 伊勢市御薊町長屋 2767 番地

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

主たる事業所の所在地 伊勢市御薊町長屋 2767 番地

代表者氏名 会長 中北 隆敏

代表者住所 伊勢市御薊町高向 2484 番地 2

4 指定の年月日

平成 20 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 41 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 11 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 10 第 1 号及び同法第 115 条の 18 第 1 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 20 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

介護保険事業所番号	事業所の名称及び事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指定の年月日	サービスの種類
247080 0281	認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム若の山荘 伊勢市楠部町若ノ山 2605 番地 13	医療法人社団愛敬会 伊勢市楠部町若ノ山 2605 番地 13 理事長 山崎 勇 伊勢市楠部町乙 77 番地	平成 20 年 4 月 1 日	認知症対応型共同生活介護、 介護予防 認知症対応型共同生活介護
247250 0244	グループホーム むつみ園 松阪市嬉野須	社会福祉法人むつみ福祉会 松阪市嬉野須賀領町 477	平成 20 年 4 月 1 日	認知症対応型共同生活介護、

	領町 477 番地 8	番地 8 理事長 藤原 久 多気郡多気町朝長 221 番 地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護
--	-------------	---	------------------------------



伊勢市告示第 42 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 10 第 1 号及び伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 15 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 20 年 4 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2470800398

2 事業者の名称及び所在地

名称 特別養護老人ホーム第 2 双寿園

所在地 伊勢市河崎 3 丁目 15 番 33 号

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 社会福祉法人 邦栄会

主たる事業所の所在地 伊勢市河崎 3 丁目 15 番 33 号

代表者氏名 理事長 塩谷 實彦

代表者住所 伊勢市小俣町本町 1161 番地

4 指定の年月日

平成 20 年 4 月 1 日

5 サービスの種類

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成20年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。  
平成20年4月30日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊 勢 市 の 財 政

## 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況（外国人登録を含む。）

人 口	135,507 人	（平成19年度現計予算1人当たり	338,512 円）
世 帯 数	52,925 世帯	（平成19年度現計予算1世帯当たり	866,711 円）
面 積	208.53 k㎡		

## 2 平成19年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,400,000	35.8	16,258,358	99.1	議 会 費	369,049	0.8	361,211	97.9
地 方 譲 与 税	400,000	0.9	305,376	76.3	総 務 費	8,105,108	17.7	7,266,982	89.7
利 子 割 交 付 金	83,000	0.2	85,993	103.6	民 生 費	12,354,780	26.9	11,576,673	93.7
配 当 割 交 付 金	80,000	0.2	85,635	107.0	衛 生 費	4,294,333	9.4	4,042,844	94.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	63,000	0.1	65,303	103.7	労 働 費	143,953	0.3	139,183	96.7
地 方 消 費 税 交 付 金	1,240,000	2.7	1,252,242	101.0	農 林 水 産 業 費	1,181,496	2.6	779,054	65.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	18,925	135.2	商 工 費	495,261	1.1	289,342	58.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	270,000	0.6	287,327	106.4	観 光 費	299,503	0.7	280,369	93.6
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	50,094	0.1	50,094	100.0	土 木 費	6,852,630	14.9	5,587,984	81.5
地 方 特 例 交 付 金	116,574	0.3	116,574	100.0	消 防 費	1,897,417	4.1	1,781,086	93.9
地 方 交 付 税	7,709,053	16.8	7,843,825	101.7	教 育 費	4,738,670	10.3	3,534,854	74.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,000	0.0	25,332	115.1	災 害 復 旧 費	35,475	0.1	14,847	41.9
分 担 金 及 び 負 担 金	927,474	2.0	822,072	88.6	公 債 費	5,060,348	11.0	5,059,696	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	365,628	0.8	358,662	98.1	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	5,086,945	11.1	4,052,986	79.7	予 備 費	42,661	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,294,737	5.0	1,952,103	85.1					
財 産 収 入	116,807	0.3	161,700	138.4					
寄 附 金	78,446	0.2	79,501	101.3					
繰 入 金	959,759	2.1	7,151	0.7					
繰 越 金	985,404	2.1	985,405	100.0					
諸 収 入	1,064,965	2.3	935,247	87.8					
市 債	7,542,800	16.4	3,430,700	45.5					
合 計	45,870,686	100.0	39,180,511	85.4	合 計	45,870,686	100.0	40,714,125	88.8

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を含みます。

## ○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B) / (A) %	備考
市民税	7,875,500	48.0	7,581,017	96.3	
固定資産税	6,567,000	40.0	6,728,757	102.5	
軽自動車税	230,000	1.4	239,886	104.3	
市たばこ税	729,999	4.5	692,764	94.9	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	2,200	0.0	2,526	114.8	
都市計画税	995,300	6.1	1,013,408	101.8	
合計	16,400,000	100.0	16,258,358	99.1	

## ○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	24,898,147	54.3	
人件費	9,790,861	21.4	
物件費	5,593,499	12.2	※
維持補修費	287,004	0.6	
扶助費	6,323,781	13.8	
補助費等	2,903,002	6.3	※
投資的経費	7,362,854	16.0	
普通建設事業	7,327,379	15.9	※
災害復旧事業	35,475	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	13,609,685	29.7	
貸付金	84,660	0.2	
公債費	5,060,348	11.0	
投資及び 出資金	16,525	0.1	
積立金	3,178,861	6.9	
繰出金	5,226,630	11.4	
予備費	42,661	0.1	
合計	45,870,686	100.0	

※ 繰越明許費繰越額を含みます。

## 3 平成19年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	13,294,376	11,580,557	11,921,964	
老人保健医療特別会計	10,569,494	9,776,550	9,625,160	
介護保険特別会計	8,682,221	8,166,599	7,791,016	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	38,206	38,749	37,968	
福祉資金貸付事業特別会計	319	321	306	
まちなみ保全事業特別会計	13,797	13,446	2,161	
農業集落排水事業特別会計	78,281	75,815	64,091	
土地取得特別会計	189,871	184,029	9,090	
合 計	32,866,565	29,836,066	29,451,756	

## 4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	45,159,391	政府資金	財 務 省	19,572,789
総 務 債	5,380,454		日 本 郵 政 公 社	5,286,131
民 生 債	406,158	公 営 企 業 金 融 公 庫		8,679,934
衛 生 債	1,078,408	三 重 県		209,681
労 働 債	7,500	共 済 組 合 等		609,054
農 林 水 産 業 債	1,819,494	銀 行 等		10,971,050
土 木 債	16,766,368			
公 営 住 宅 債	1,041,108			
消 防 債	522,364			
教 育 債	4,371,962			
災 害 復 旧 債	30,788			
減 税 補 て ん 債	2,045,142			
減 収 補 て ん 債	577,113			
臨 時 税 収 補 て ん 債	9,479,017			
臨 時 財 政 対 策 債	1,557,155			
臨 時 経 済 対 策 事 業 債	1,040			
借 換 債	75,320			
特 別 会 計 債	169,248			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	133,523			
福 祉 資 金 貸 付 事 業 債	35,725			
合 計	45,328,639	合 計		45,328,639

## 5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

## 6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		3,752,518.54 m <sup>2</sup>	
建 物		384,916.84 m <sup>2</sup>	
動 産		4 個	
物 権		2,208.55 m <sup>2</sup>	
基 金		16,896,231 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,168,354 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	346 台	
	そ の 他	321 点	
無 体 財 産 権		2 件	

## 7 平成20年度一般会計当初予算の状況

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,600,000	40.2	議 会 費	368,466	0.9	消 費 的 経 費	25,253,007	61.2	
地 方 譲 与 税	430,000	1.0	総 務 費	4,631,480	11.2	人 件 費	9,567,846	23.2	
利 子 割 交 付 金	110,000	0.3	民 生 費	13,469,347	32.6	物 件 費	5,748,593	13.9	
配 当 割 交 付 金	86,000	0.2	衛 生 費	4,089,549	9.9	維 持 補 修 費	256,068	0.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40,000	0.1	労 働 費	137,994	0.3	扶 助 費	6,785,290	16.5	
地 方 消 費 税 交 付 金	1,190,000	2.9	農 林 水 産 業 費	989,535	2.4	補 助 費 等	2,895,210	7.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000	0.0	商 工 費	191,705	0.5	投 資 的 経 費	4,959,191	12.0	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	220,000	0.5	観 光 費	277,656	0.7	普 通 建 設 事 業	4,948,415	12.0	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	50,000	0.1	土 木 費	5,177,394	12.6	災 害 復 旧 事 業	10,776	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	170,000	0.4	消 防 費	2,321,823	5.6	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 交 付 税	7,450,000	18.0	教 育 費	4,159,789	10.1	そ の 他 の 経 費	11,080,556	26.8	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,000	0.1	災 害 復 旧 費	10,776	0.0	貸 付 金	76,910	0.2	
分 担 金 及 び 負 担 金	971,659	2.4	公 債 費	5,417,238	13.1	公 債 費	5,417,238	13.1	
使 用 料 及 び 手 数 料	365,766	0.9	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 金	11,250	0.0	
国 庫 支 出 金	3,798,208	9.2	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	67,505	0.2	
県 支 出 金	2,020,415	4.9				繰 出 金	5,457,653	13.2	
財 産 収 入	113,031	0.3				予 備 費	50,000	0.1	
寄 附 金	25,101	0.1				合 計	41,292,754	100.0	
繰 入 金	2,450,564	5.9							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	703,510	1.7							
市 債	4,408,500	10.7							
合 計	41,292,754	100.0	合 計	41,292,754	100.0				

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算額	構成割合 %	備考
市民税	7,873,000	47.4	
固定資産税	6,766,879	40.8	
軽自動車税	237,000	1.4	
市たばこ税	700,920	4.2	
特別土地保有税	1	0.0	
入湯税	2,200	0.0	
都市計画税	1,020,000	6.2	
合計	16,600,000	100.0	

8 平成20年度特別会計当初予算の状況

(単位 千円)

会計別	予算額	備考
国民健康保険特別会計	13,664,227	
老人保健医療特別会計	1,158,263	
後期高齢者療特別会計	2,060,785	
介護保険特別会計	8,803,999	
住宅新築資金等貸付事業 特別会計	29,824	
福祉資金貸付事業特別会計	0	
まちなみ保全事業特別会計	74,281	
農業集落排水事業特別会計	124,626	
土地取得特別会計	203,719	
合計	26,119,724	



伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 4 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
283	三鈴工房	伊勢市大世古 4 丁目 2 番 30 号 近畿マンション 405 号	平成 20 年 4 月 17 日

伊勢市公告第 42 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 職権消除年月日

平成 20 年 3 月 31 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
三重県伊勢市二見町茶屋 260 番地 2	岡 田 太
三重県伊勢市二見町茶屋 260 番地 2	岡 田 武 士

## 伊勢市公告第 43 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（中間案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 20 年 4 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 案の題名  
伊勢市観光振興基本計画（中間案）
- 2 案の公告日  
平成 19 年 12 月 20 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市観光交通部観光企画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 44 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 4 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	4,134.74 m <sup>2</sup>	売買

伊勢市公告第 45 号

伊勢市観光振興基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 20 年 4 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を観光交通部観光企画課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 46 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 4 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 公聴会の開催日時及び場所

平成 20 年 5 月 23 日（金）午後 7 時 30 分から

伊勢市役所東庁舎 4 階 4-3 研修室

### 2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画用途地域の変更素案

### 3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

### 4 公述人の資格

伊勢都市計画用途地域の変更案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

### 5 意見申出書の提出期限

平成 20 年 5 月 16 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

### 6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知し

ます。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

#### 7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

#### 8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

#### 9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

#### 10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 20 年 5 月 1 日（木）

至 平成 20 年 5 月 16 日（金）

#### 11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

#### 12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591